

まん延防止等重点措置の期間延長について

まん延防止等重点措置を

実施すべき期間を以下のとおり**延長**します。

◆ **対象区域** **埼玉県全域**

◆ **実施期間** **令和4年1月21日（金）から**
令和4年3月21日（月）まで

県民の皆様への要請

(特措法第31条の6第2項、第24条第9項)

特措法第31条の6第2項に基づく要請

◆営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない

特措法第24条第9項に基づく要請

○県境をまたぐ移動

◆不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控える

(通院、食料等の買い出し、必要な出勤、通学、運動など、生活や健康に必要な場合を除く。)

県境をまたぐ移動については、ワクチン・検査パッケージ制度の適用をしない。

○外出・移動

◆外出・移動をする場合は、基本的な感染防止対策に加え、「三つの密」を回避し、目的地以外に立ち寄らない

事業者の皆様への要請等

(特措法第24条第9項ほか)

特措法第24条第9項に基づく要請

- ◆業種や施設の種別ごとに、業種別ガイドラインや、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底

その他のお願い

- ◆これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を講じること

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策

(その他のお願い)

(1) 県民に対するお願い

その他のお願い

- ◆ 会話の際のマスク着用や、少人数での飲食・黙食、手洗い、定期的な換気、など感染防止対策を徹底し、感染リスクを減らすこと。

(2) 事業者に対するお願い

その他のお願い

- ◆ 業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定すること。

飲食店に対する営業時間の短縮要請

(特措法第31条の6第1項)

対象

- ◆飲食店 : 飲食店(居酒屋を含む) ※宅配・テイクアウトサービスを除く
- ◆遊興施設等 : 飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店等
- ◆結婚式場等 : 飲食業の許可を受けている結婚式場等

期間

令和4年3月7日(月)午前0時から 令和4年**3月21日**(月)午後12時まで

認証店

非認証店

ワクチン・検査パッケージ制度の登録店

未登録店

適用店

非適用店

同一グループの利用者全員の
ワクチン(2回以上)接種歴、又は検査結果の陰性の確認

確認できた場合

確認できない場合

営業時間

午前5時から**午後9時**まで

午前5時から**午後8時**まで

酒類提供

午前11時から**午後8時30分**まで

終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けないこと)

人数上限

人数上限なし

同一グループ、同一テーブルで**4人以内**
(披露宴等については1テーブル4人以内)

※ ワクチン・検査パッケージ制度の登録店は、適用を受けるか、受けないかを選択することができる。

埼玉県知事記者会見

令和4年3月4日 ⑤

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項)

	感染防止安全計画の 策定対象となるイベント	感染防止安全計画の 策定対象とならないイベント
対象	「参加予定人数が 5,000人超 」 かつ「 大声なし 」のイベント	左記以外のイベント
人数上限 収容率	【人数上限】 20,000人まで 【収容率】 100%まで	【人数上限】 5,000人 【収容率】 大声なし：100% 大声あり：50% ⇒「人数上限」と「収容定員に収容率を 乗じた人数」の <u>いずれか小さい方まで</u>
イベントについては、ワクチン・検査パッケージ制度の適用をしない。		

※ 収容定員が設定されていないイベントでは、人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）などを確保

感染防止対策協力金(第18期)

支給対象

要請期間

営業時間の短縮(休業を含む。)等に協力した飲食店等を運営する事業者
令和4年3月7日(月)～令和4年3月21日(月)まで

主な支給要件

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス) 認証店			非認証店
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査パッケージ未登録店	
	適用店	非適用店		
証明書の確認	あり 〔接種証明 又は 陰性証明〕	なし 〔未接種・未検査 又は 証明書不携帯等〕	確認不要	
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時	
酒類提供	午前11時～ 午後8時30分	終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けない)		
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 (披露宴等については1テーブルで4人以内)		
協力金 (売上高方式)	2.5～7.5万円		3～10万円	

※ワクチン・検査パッケージ登録店は、適用店又は非適用店を選択

感染防止対策協力金(第18期) ②

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店

【営業時間：午後9時まで】

前年、前々年又は前々々年の一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
8.3万円以下	2.5万円
8.3万円以上 25万円以下	2.5万円から7.5万円 売上高×0.3
25万円以上	7.5万円

ワクチン・検査パッケージ登録・非適用店
ワクチン・検査パッケージ未登録店
非認証店

【営業時間：午後8時まで】

前年、前々年又は前々々年の一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
7.5万円以下	3万円
7.5万円以上 25万円以下	3万円から10万円 売上高×0.4
25万円以上	10万円

売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (最大**20万円**、下限なし)

行事が多くなる時期における保育所等での対応について

① 保育所等における感染拡大防止対策

➔ **卒園式**などの大人数が参加する行事では、感染リスクが高まるため、行事の内容に応じた感染対策と開催方法の工夫を呼びかける

- ◆ 感染管理認定看護師監修による「**感染防止対策リーフレット**」の活用
- ◆ **保育所等**や**保護者**の皆さまに対し、日頃の感染対策への**感謝の気持ち**を伝えるとともに、再度 **対策の徹底の呼びかけ**

日ごろ保育所等の新型コロナ感染対策にご協力いただきありがとうございます。

お子様にとっても大事な時期ですので、あらためて感染対策の徹底をお願いいたします。



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

【 **保育所等**への呼びかけ 】

- 基本的な感染対策の徹底
- 行事の内容を精選し、時間を短縮
- 少人数に分割して実施 等

【 **保護者**への呼びかけ 】

- 登園前に検温、体調が悪い方は参加を自粛
- 会場やその周囲では密にならない
- 行事後の大人数での会食など、感染リスクの高い行動を避ける 等

② 保育士等へのワクチン接種

- ➔ 各市町村に対し、**保育士等**へのワクチン優先接種、**早期実施**の働きかけ(併せて、**県接種センターの予約ページ**を案内)
- ➔ **5歳以上児童**へのワクチン接種について情報提供

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応

県立学校における教育活動と対応

感染拡大防止を第一としつつ、対策を徹底し、最大限可能な範囲の教育活動を継続

1 授業 ※ 特別支援学校については実情に応じて適切に対応

陽性者発生時の初期対応を徹底し、学習活動を実施
(必要に応じてオンライン学習を活用)

- 歌唱・調理実習・実験等の感染リスクの高い活動は禁止
- 体育の授業等における密集や接触を伴う活動は禁止
- 直行直帰を徹底

2 学校行事

内容・方法を工夫し、学校行事を実施

① 修学旅行等の校外行事

- 修学旅行・遠足等は、目的地の状況等を踏まえて慎重に判断

② 卒業式・入学式等その他の学校行事

- 原則児童生徒・教職員で実施（保護者の参加は1名まで）
- 式後の集まり・会食の自粛

3 臨時休業

臨時休業・出席停止措置による感染拡大防止を徹底

- 学級閉鎖・出席停止を迅速に措置（初期対応の徹底）
- 「臨時休業の目安」活用の徹底

4 部活動 ※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く

活動の制限を段階的に緩和

- 活動場所の換気・飛沫感染防止対策を徹底（リスクの高い活動の自粛等）
- 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等の感染防止対策を徹底

① 3月7日～21日

- ・活動は、平日のみ週4日2時間以内（休日の活動は禁止）
- ・校外活動（練習試合・合同練習等）は禁止

② 3月22日以降（春季休業期間中）

- ・県のガイドラインに基づく活動（土日いずれか1日も可）
- ・泊を伴う合宿や遠征等は禁止
- ・練習試合等は自校を含めて2校まで 県外での活動は慎重に判断

5 教職員・児童生徒のワクチン接種

希望者の接種を促進

- 教職員（小・中・高・特支）の追加接種を促進
- 希望する児童生徒が安心して接種できる環境と適切な配慮
- 差別やいじめ等防止のための適切な配慮

6 学校外での感染防止（春休みに向けて）

児童生徒・保護者に向けた情報発信と継続的な状況把握

- 児童生徒への指導・保護者への協力依頼
- 学校における春休み期間中の健康観察の継続と連絡報告の徹底

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況や児童生徒の発達段階等を考慮した上で、適切な対応を要請

※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）

県立学校における陽性者発生時の感染拡大防止対策

臨時休業・出席停止措置の徹底



『感染拡大防止対策の強化』



『教育活動制限の緩和』

Step1 陽性者が確認された際の迅速な初期対応

- 学級内に2名の陽性者
1名の陽性者+複数の体調不良者等] → **学級閉鎖を措置（5日間程度）**
- 部活動内に1名の陽性者 → **部活動の活動停止を措置（原則1週間）**
- 濃厚接触者相当の者
(学級・部活等を含む)] → **対象児童生徒の出席停止を措置（原則7日間）**

Step2 学校内での感染拡大の可能性が生じた際の対応（学校医の助言も参考に判断）

- 同一学年内に複数の学級閉鎖
学年内に広がり兆候] → **学年閉鎖を措置（5日間程度）**
- 複数の学年閉鎖
学校内に広がり兆候] → **学校閉鎖を措置（5日間程度）**

※ 特別支援学校については実情に応じて適切に対応